

こ成母第 1093 号

令和 7 年 6 月 24 日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の一部改正について

母子保健医療対策総合支援事業については、令和 5 年 6 月 30 日こ成母第 36 号本職通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」（以下「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 6 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区長を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。



(別紙)

新旧対照表

下線部分は、改正部分

新	旧
<p>こ成母第 36 号 令和 5 年 6 月 30 日 一部改正 こ成母第 15 号 令和 6 年 1 月 17 日 こ成母第 242 号 令和 6 年 6 月 5 日 こ成母第 114 号 令和 7 年 2 月 14 日 こ成母第 650 号 令和 7 年 5 月 2 日 <u>こ成母第 1093 号</u> <u>令和 7 年 6 月 24 日</u></p>	<p>こ成母第 36 号 令和 5 年 6 月 30 日 一部改正 こ成母第 15 号 令和 6 年 1 月 17 日 こ成母第 242 号 令和 6 年 6 月 5 日 こ成母第 114 号 令和 7 年 2 月 14 日 こ成母第 650 号 令和 7 年 5 月 2 日</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>別添1～6 (略)</p> <p>別添7</p> <p style="text-align: center;">不育症検査費用助成事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象となる検査 及び助成額</p> <p>(1) 対象検査</p> <p>以下の検査（流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査）であって、当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施するもの（保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。）を対象とする。</p> <p>流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和4年11月30日厚生労働省告示第340号）</p> <p><u>抗ネオセルフβ₂グリコプロテインI複合体抗体検査（令和7年5月30日厚生労働省告示第340号）</u></p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>別添1～6 (略)</p> <p>別添7</p> <p style="text-align: center;">不育症検査費用助成事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 対象となる検査 及び助成額</p> <p>(1) 対象検査</p> <p>以下の検査（流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査）であって、当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施するもの（保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。）を対象とする。</p> <p>流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和4年11月30日厚生労働省告示第340号）</p>

新	旧
<p data-bbox="129 225 360 256"><u>働省告示第 167 号)</u></p> <p data-bbox="147 272 293 304">(2) 助成額</p> <p data-bbox="129 320 1099 400">一回の検査に係る費用の7割に相当する額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)。ただし、6万円を上限とする。</p> <p data-bbox="136 456 300 488">5～9 (略)</p> <p data-bbox="129 592 376 624">別添8～23 (略)</p>	<p data-bbox="1126 264 1279 296">(2) 助成額</p> <p data-bbox="1108 312 2087 392">一回の検査に係る費用の7割に相当する額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)。ただし、6万円を上限とする。</p> <p data-bbox="1120 448 1283 480">5～9 (略)</p> <p data-bbox="1113 584 1359 616">別添8～23 (略)</p>

【改正後全文】

こ成母第 36 号
令和 5 年 6 月 30 日
一部改正 こ成母第 15 号
令和 6 年 1 月 17 日
こ成母第 242 号
令和 6 年 6 月 5 日
こ成母第 114 号
令和 7 年 2 月 4 日
こ成母第 650 号
令和 7 年 5 月 2 日
こ成母第 1093 号
令和 7 年 6 月 24 日

都道府県知事
各 保健所設置市市長 殿
特別区区长

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

母子保健医療対策総合支援事業の実施について

母子保健医療対策総合支援事業については、別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」（以下「通知」という。）により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。なお、平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」は廃止する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（保健所設置市市長、特別区区长を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

母子保健医療対策総合支援事業実施要綱

第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、こどもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。

第2 事業内容

各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。

- 1 こどもの心の診療ネットワーク事業（別添1）
- 2 性と健康の相談センター事業（別添2）
- 3 妊娠・出産包括支援事業
 - (1) 産前・産後サポート事業（別添3）
 - (2) 妊娠・出産包括支援緊急整備事業（別添4）
 - (3) こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（別添5）
 - (4) 妊娠・出産包括支援推進事業（別添6）
- 4 不育症検査費用助成事業（別添7）
- 5 産婦健康診査事業（別添8）
- 6 新生児聴覚検査体制整備事業（別添9）
- 7 予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業（別添10）
- 8 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業（別添11）
- 9 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業（別添12）
- 10 母子保健対策強化事業（別添13）
- 11 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業（別添14）
- 12 妊婦訪問支援事業（別添15）
- 13 特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業（別添16）
- 14 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業（別添17）
- 15 1か月児及び5歳児健康診査支援事業（別添18）
- 16 新生児マスキング検査に関する実証事業（別添19）
- 17 乳幼児健康診査実施支援事業（別添20）
- 18 入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業（別添21）
- 19 産後ケア施設改修費等支援事業（別添22）
- 20 妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業（別添23）

第3 国の助成

母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までにこども家庭庁に提出すること。

別添1

こどもの心の診療ネットワーク事業

1 事業目的

様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談所、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等（以下「保健福祉教育関係機関等」という。）と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時に、被災したこどもの心のケアを行う体制をつくる。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

3 事業内容

都道府県及び指定都市は、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) こどもの心の診療支援（連携）事業

- ① 地域の医療機関から相談を受けた様々なこどもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する診療支援
- ② 地域の保健福祉関係機関等から相談を受けた様々なこどもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対する医学的支援
- ③ 問題行動事例の発生時における医師等の派遣
- ④ 地域の保健福祉関係機関等との連携会議の開催

(2) こどもの心の診療関係者研修・育成事業

- ① 医師及び関係専門職に対する実地研修等の実施
- ② 地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会等の開催
- ③ こどもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成

(3) 普及啓発・情報提供事業

こどもの心の診療に関する情報を幅広く収集し、地域の医療機関、保健福祉関係機関等及び地域住民に対して、ホームページ等により適切な情報を提供するとともに、こどもの心の問題について普及啓発を図る。

4 その他

本事業の実施に当たっては、中央拠点病院と連携を図り、適切な運営に努めること。

別添 2

性と健康の相談センター事業

1 事業目的

従来「生涯を通じた女性の健康支援事業」として、思春期の健康相談、生涯を通じた女性の健康の保持増進、不妊症や不育症、若年妊娠等、妊娠・出産をとりまく様々な悩み等へのサポート等を実施してきたが、プレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組）を含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、3の（9）及び（11）の取組については、都道府県とする。

なお、事業の全部又は一部を民間事業者等に委託することができる。

3 事業内容

原則として、次の（1）～（5）の取組を基本事業として行うものとする。なお、（6）～（14）の取組については、地域の実情に応じて行うものとする。

- （1）思春期、妊娠・出産、不妊・不育等に関する専門的な相談支援
- （2）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催
- （3）相談対応を行う相談員の研修養成（企業等向けのプレコンセプションケアに関する相談員の研修養成も含む）
- （4）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する普及啓発
- （5）児童・生徒向けの性に関する教育等を行う専門家等に対する研修
- （6）特定妊婦や若年妊婦等に対する産科婦人科受診等支援
- （7）若年妊婦等に対する SNS やアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- （8）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
- （9）HTLV-1 等母子感染対策協議会の設置等
- （10）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備
- （11）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援
- （12）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援
- （13）性と健康の相談支援センターや委託先の医療機関等のオンライン相談の初期設備整備
- （14）その他都道府県内の母子保健の推進のために必要な健康支援

4 実施方法

- （1）3（1）～（5）による基本事業

① 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、企業等の

労務担当職員等

(避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む)

② 内容

都道府県等は、原則として、次に掲げる全ての取組を行うこととする。

- ア 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催
- イ 相談指導を行う相談員の研修養成(企業等向けのプレコンセプションケアに関する相談員の研修養成も含む)
- ウ 男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- エ 学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等への研修会等
- オ 不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む、妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談支援(不妊治療と仕事の両立に関する相談対応を含む。)

③ 支援担当者

本事業の実施に当たっては、次のアに掲げる者を配置するとともに、必要に応じてイに掲げる者を配置することとする。

- ア 医師、保健師又は助産師等
- イ その他事業を実施するに当たり必要な者

④ 留意事項

ア 本事業の実施場所は、保健医療施設等の相談者が利用しやすい施設において実施するものとする。

また、令和3年度までに実施されていた事業類型を踏まえ、4(1)②に掲げる取組毎に複数施設等に委託することも可能とする。

なお、施設等の名称については、必ずしも「性と健康の相談センター」とする必要はなく、実施主体や施設毎に検討し、定めるものとする。「女性健康支援センター」や「不妊専門相談センター」、「健康教育事業」を引き続き活用することも可能とする。

イ 相談指導や講演会及び研修養成等の実施に当たっては、必要に応じて、夜間又は休日等の時間帯においても実施する等、対象者の利便性を考慮するものとする。

なお、相談指導については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。

ウ 対象者が相談対応の内容や対応時間、所在地等を容易に把握することができるよう、リーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等に配付するほか、必要に応じて、若年世代がアクセスしやすいツールであるインターネットやSNS等を通じた広報活動等を行うものとする。

エ 市町村や医療機関、教育機関、児童相談所、警察等の関係機関のほか、相談事業を行うNPO法人等が把握した者について、これらの機関から性と健康の相談センターに確実につながるよう、性と健康の相談センターの所在地や連絡先、役割等について広く周知を行うとともに、事業の実施について協力を求める。

(2) 3 (6) による産科婦人科受診等支援

① 対象者

次のいずれかに該当し、産科婦人科受診等への同行支援が必要と思われる者

ア 児童福祉法第6条の3第5項に規定する特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。以下単に「特定妊婦」という。）と疑われる者

イ 妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる若者等

② 内容

産科婦人科受診等への同行支援が必要と思われる者を把握した場合に、面談・訪問等によりその状況を確認し、必要に応じて、次のア及びイに掲げる支援を行うとともに、行政機関等関係機関に確実につなぐため、こども家庭センターや、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と情報共有等を行うものとする。また、その後の支援について、必要に応じて、妊婦等包括相談支援事業の市町村担当者とも適宜連携を図るものとする。

ア 産科婦人科等医療機関への同行支援

イ 産科受診料等支援（初回分に限る。）

③ 留意事項

ア 産科婦人科等医療機関への同行支援の実施に当たっては、できる限り複数の者で対応するなど、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮するものとする。

また、支援対象者が遠方に居住している場合や性と健康の相談センターの支援担当者による同行支援の実施が難しい場合等には、支援対象者の居住地の市町村や民間団体等関係機関に協力を依頼するなど、関係機関と連携することが望ましい。

イ 産科受診料等支援（初回分に限る。）は、次に掲げる費用に対する助成とする。ただし、性と健康の相談センターにおける相談指導等を実施する前に、支援対象者がすでに産科婦人科等医療機関を受診していた場合は、対象外とする。

i 明らかに妊娠していると判断できる場合を除き、性と健康の相談センター等において、市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行った上で、医療機関において実施した妊娠の判定に要する費用

ii 性感染症や月経等に関する受診費用

ウ 関係機関で情報共有を行う際には、支援対象者（未成年の場合はその保護者等）から事前に同意を得るなど、個人情報の適正な管理に十分配慮するものとする。

(3) 3 (7) による若年妊婦等に対する相談支援等

① 対象者

10代等若年で性や妊娠に関する問題で悩んでいる者や、若年に限らず、特定妊婦と疑われる者等（以下「若年妊婦等」という。）

② 内容

次のアに掲げる取組を行うとともに、地域の実情に応じてイの取組を行うものと

する。

ア 相談支援等

相談支援等は、以下の（ア）～（エ）に掲げる方法で実施する。ただし、（ア）～（ウ）については、必ず実施するものとする。

なお、相談支援等を実施する際には、地域の実情や若年妊婦等の状況に応じて、夜間休日等の対応を実施するものとする。

（ア）窓口での相談支援

（イ）アウトリーチによる相談支援

（ウ）コーディネート業務

i 本事業等によって把握した若年妊婦等を継続的に支援して いくため、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会等の各種関係機関など、幅広い関係機関との連絡調整を行うものとする。

ii 4（3）②のウを実施する場合、宿泊施設等との調整を行うものとする。

（エ）SNS等を活用した相談支援

i 若年妊婦等が相談しやすい体制を整備する観点から、SNS等を活用した相談支援体制の構築を推進し、若年妊婦等からの相談に多様な選択肢を用意することにより、相談支援体制の充実を図るものとする。

ii SNS等を活用した即応性のある文字情報等による相談支援を実施する。また、必要に応じて、相談員の専門性を向上させるための研修、SNS等による相談支援を効果的かつ円滑に実施するための通信ログ等の分析・研究、相談支援の技法の開発等を行うものとする。

相談員については、SNS等を活用した相談又は電話相談の知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者とするものとする。

なお、SNS等を活用した相談支援は、電話や対面による相談支援とは異なる技法が必要になることから、第三者への委託を行う場合も含め、SNS等を活用した相談支援に関する知識や経験を有していない相談員を選考する場合は、相談支援を開始する前に必要な研修等を行うなど、十分な相談支援体制を整えるものとする。

イ 緊急一時的な居場所の確保

アウトリーチによる相談支援や継続的な相談支援等の過程において、若年妊婦等の居所が不安定である等の場合、1週間程度の一時的な居場所として、宿泊施設等を確保するものとする。

なお、宿泊日数については、上記を目安として、状況に応じて適切に判断するものとする。

また、若年妊婦等が再び居所が不安定な状況に置かれないう、関係機関と連携を行い、確実に次の支援に繋げるものとする。

③ 留意事項

ア 福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会等の各種関係機関と、定期的な協議会を開催するなど、若年妊婦等を突発的に支援することとなった場合でも適切に支援が行えるよう、体制を構築す

ること。

イ 本事業と同趣旨の事業により別の補助を受けている場合は、本事業による補助を受けることができない。

(4) 3 (8) による出生前遺伝学的検査に関する専門的な相談支援

① 対象者

出生前検査を受けた者、受検を検討している者又はその家族

② 内容

ア 相談支援

出生前検査を受けた者、受検を検討している者又はその家族に対し、専門的な相談支援を行うものとする。

イ 相談支援員への研修等

出生前検査に関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。

③ 留意事項

必要に応じ、市町村の子育て関係部署及び障害福祉関係部署との連携を図るものとする。

(5) 3 (9) によるHTLV-1等母子感染対策協議会の設置等

① 内容

ア HTLV-1等母子感染対策協議会の設置

(ア) 都道府県は、HTLV-1等母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成するHTLV-1等母子感染対策協議会を設置するものとする。

(イ) HTLV-1等母子感染対策協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。

i 妊婦に対するHTLV-1抗体検査等の適切な実施に関する事項

ii HTLV-1等母子感染に係る相談窓口に関する事項

iii HTLV-1等母子感染に関する普及啓発に関する事項

iv HTLV-1等母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項

v HTLV-1等母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項

vi HTLV-1等母子感染対策の評価に関する事項

vii その他HTLV-1等母子感染対策の体制整備に関する事項

イ HTLV-1等母子感染対策関係者研修事業

(ア) 都道府県は、医療機関においてHTLV-1等母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1等母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を行うものとする。

(イ) 研修する事項は以下のとおりとする。

i HTLV-1及びHTLV-1感染が原因で発症する疾病（成人T細胞白血病等）等に関する基本的事項

- ii HTLV-1 等母子感染に関する基本的事項
- iii HTLV-1 等母子感染に係る保健指導及びカウンセリングに関する事項
- iv その他 HTLV-1 等母子感染対策に関して必要な事項

ウ HTLV-1 等母子感染普及啓発事業

都道府県は、リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1 等母子感染について妊婦等へ普及啓発を行うものとする。

② 留意事項

HTLV-1 に関する事業の実施にあたっては以下の通知を参考にすること。

「ヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 母子感染に関する情報の提供について」
(平成 22 年 6 月 8 日雇児母発 0608 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 抗体検査の実施について」(平成 22 年 11 月 1 日雇児母発 1101 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「HTLV-1 総合対策について」(平成 22 年 12 月 20 日健発 1220 第 5 号、雇児発 1220 第 1 号、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知)

(6) 3 (10) による不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備

① 内容

以下のア及びイの事業を実施する。なお、ア又はイを単独で実施することも差し支えない。

ア 不妊症・不育症等ネットワーク支援

以下の(ア)から(ウ)までの事業を実施する。

(ア) 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催

(イ) 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施

(ウ) 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施

イ ピア・サポート活動等への支援

当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

② 留意事項

ア 当事業の実施に当たり、性と健康の相談センター事業を受託している団体と、別の団体等へ委託することは可能であるが、必ず性と健康の相談センター事業を受託している団体と連携すること。また、事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能であることに留意すること。

イ 4 (6) ①のア(ア)の事業を実施する場合、4 (6) ①のア(ア)に記載した団体など、地域の実情に応じて多様な関係者を協議会の構成員とすること。

ウ 4 (6) ①のア(イ)の実施に当たり配置されるカウンセラーについては、不妊症・不育症に係る最新の知識を有するため、定期的な研修参加等に努めること。

エ 4 (6) ①のア(ウ)を実施するに当たり、また、こどもを持ちたいと願う家庭

の選択肢として、早い段階から里親制度や特別養子縁組制度に興味・関心を持っていただけるよう、児童相談所や民間フォスターリング機関等と連携し、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を実施すること。

オ 4 (6) ①のイの事業を実施する場合、当事者団体の他、ピアサポーターの研修を受講した者など、不妊症・不育症の知見を有し、不妊治療患者等に対して寄り添った支援を行える者が実施すること。

(7) 3 (11) による基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援

① 対象者

基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等

② 内容

妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援体制を都道府県単位で整備するため、国立成育医療研究センターの「妊娠と薬情報センター」と連携して全国 47 都道府県の妊娠と薬情報センター拠点病院（以下「拠点病院」という。）に設置された「妊娠と薬外来」が実施している、妊娠・授乳中の薬物治療に関して不安を持つ女性等に対する相談支援について、都道府県の「性と健康の相談センター事業」が拠点病院に委託して実施する。

③ 留意事項

本事業は、全国 47 都道府県の拠点病院に設置された「妊娠と薬外来」により、都道府県における妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援体制を整備する趣旨に鑑み、次のとおり実施することとする。

ア 当該相談支援は、こども家庭庁成育局母子保健課が別に定める拠点病院に委託して実施すること。なお、拠点病院への委託額は当該相談支援の費用の 7 割相当額を限度とし、残りは対象者の自己負担とすること。

イ 本事業の実施にあたっては、都道府県医師会及び都道府県産婦人科医会等とも連携しながら管内の市区町村及び医療機関等の関係機関に事業内容を周知することで、本事業による支援を必要とする方に、妊婦健診等を実施する産婦人科医や基礎疾患に係る治療等を実施する内科医等からも適切に情報提供が行われるよう、体制構築に努めること。

(8) 3 (12) による医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援

① 対象者

将来の妊娠・出産等に関する相談について、相談を希望する男女

② 実施担当者

医師、保健師、助産師、看護師又は管理栄養士を実施担当者とし、その他事業を実施するに当たり必要な者を配置できる。

③ 内容

男女ともに性や妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うため、医療機関等へ委託し、将来の妊娠・出産等に関する相談（オンライン相談も含む）を実施する。

④ 留意事項

ア 当該相談支援は、保険診療の場合は補助対象外とする。

イ 当該相談支援では、検査や診断は対象外とする。また、一連の検査や診断の中で、それに附随するカウンセリングも対象外とする。

(9) 3 (13) 性と健康の相談支援センターや委託先の医療機関等のオンライン相談の初期設備整備

① 対象

3 (1) ~ (5)、(12) の事業を実施している都道府県等又は委託先の民間事業者等のうち、事業の実施場所において、オンライン相談の設備を有していない場合。

② 内容

①に規定する実施場所において、オンライン相談を実施するための専用の情報通信機器等（パソコン、タブレット（スマートフォンは除く。）、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等）の整備を行う。

③ 留意事項

ア ②の整備を行うための初期経費を補助対象とし、リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外とする。

イ すでにオンライン相談を実施している実施場所は補助対象外とする。

産前・産後サポート事業

1 事業目的

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」又は助産師等の専門家等による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、4（2）については、市町村内の支援対象である多胎妊産婦が少人数である場合などに、当該市町村に代わって、都道府県が実施主体となることができる。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族（以下「利用者」という。）

また、4（2）②について、2歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて適切に判断すること。

4 事業の実施方法及び内容

以下の（1）～（4）の事業を実施すること。なお、（2）及び（3）については、単独で実施することは差し支えない。

（1）相談支援等

次の①の（ア）又は（イ）の実施方法により、②の（ア）から（オ）の内容を実施する。

① 実施方法

（ア）アウトリーチ（パートナー）型

実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談等に対応すること。

（イ）デイサービス（参加）型

公共施設等を活用し、集団形式等により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応すること。

② 内容

（ア）利用者の悩み相談対応やサポート

（イ）産前・産後の心身の不調に関する相談支援

（ウ）妊産婦等をサポートする者の募集

（エ）子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催

（オ）母子保健関係機関、関係事業との連絡調整

（2）多胎妊産婦等支援

① 多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合、外出が困難な場合など、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。

② 多胎妊産婦等サポーター等事業

多胎妊産婦や多胎家庭（以下、「多胎妊産婦等」という。）のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施する。

(3) 妊産婦等への育児用品等による支援

妊産婦等の状況確認や医療提供体制・相談支援体制に関する情報提供について、直接面談により行う機会を設けるため、市区町村の創意工夫を活かした取組を実施する。

(例) 葉酸サプリや母子栄養食品、育児用品の支給（紙おむつ等） など

4) 出産や子育てに悩む父親に対する支援

① ピアサポート支援等

以下の（ア）及び（イ）を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換、こどもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を行う。

（ア）父親の交流会等の実施

（イ）子育て経験のある父親による個別の相談支援の実施

② 父親相談支援

以下の（ア）及び（イ）を実施することで、妻の妊娠・出産やこどもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態への支援を行う。

（ア）以下の（イ）の研修を受けた者又は当該者と同等の知識を有する者による相談支援の実施

（イ）父親のカウンセリングを行うに当たり、必要となる知識を修得するための研修の実施

5 実施担当者

次の（1）から（4）までに掲げる者を必要に応じて配置すること。ただし、4（1）②（イ）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、（1）に掲げる専門職を担当者とするのが望ましい。また、利用者に直接支援を行う者に対して講習会を実施する等、利用者に対する適切な支援が行えるよう配慮すること。

(1) 助産師、保健師又は看護師

(2) 子育て経験者、シニア世代の者等

(3) その他支援、援助活動の調整等の事務を行う者

(4) 4（2）②については、多胎妊産婦等への支援に関する研修を受けている等必要な知識・経験を有する者

6 母子保健関係機関等との連携体制の整備

事業の円滑な実施を図るため、市町村保健センター等の関係機関との連携を図ること。

7 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、こども家庭センターの整備等により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供が行われるよう努めること。
- (2) 妊娠の届出等において、多胎妊産婦等を把握した場合、本事業の利用についての意思確認や利用に際しての申請を、新生児訪問等の際に受け付けるなど、多胎妊産婦等の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- (3) 4 (2) を実施する場合、多胎育児の経験のある家庭や、対象となる多胎妊産婦等が少ないなどの状況によっては、他市町村と共同で実施することは差し支えない。ただし、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。
- (4) 都道府県が市町村に代わって4 (2) を実施する場合、当該都道府県は、当該市町村に対して、あらかじめ協議するとともに、事業の実施に当たって必要な情報の共有を適宜行うなど、十分な連携体制を構築すること。
- (5) 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて職員等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。
また、原則として関係機関で情報共有を行うことについて、支援対象者から支援開始時点で同意を得ておくこと。
なお、事業を委託する場合は、その旨を委託先との契約において明確に定めること。
- (6) 支援におけるこどもの事故のみならず、支援対象者及び関係者の安全性の確保にも十分配慮すること。
- (7) 次に掲げる事業は対象から除外する。
 - ① 講習会等による集団指導（両親学級、母親学級、育児学級等）
 - ② 新生児訪問指導及び妊産婦訪問指導
 - ③ 子育て経験者、ヘルパー等が実施する家事援助（但し、4 (2) ②を除く）
 - ④ 一方的な情報発信のみで相談対応を行わない事業
 - ⑤ 全ての妊産婦等に利用券を配布する等、対象者又は実施内容が不特定の事業（但し、4 (3) を除く）
- (8) 4 (3) を実施する場合、早期に支援につなげることを目的としているため、必ず妊産婦等との接触を図ること
- (9) より多くの妊産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。
- (10) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。
- (11) 子育て経験者等の実施担当者の名簿を作成すること。
- (12) 利用者ごとに支援台帳を作成すること。
- (13) 個人情報の保護に十分留意すること。
- (14) 事業実施中におけるこどもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。

(15) (1) から (14) までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。

別添 4

妊娠・出産包括支援緊急整備事業

1 事業目的

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。

2 事業主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象施設

産前・産後サポート事業若しくは産後ケア事業を実施し、又は実施を予定している施設（当該市町村若しくは受託事業者が所有し、又は賃借しているものに限る。）

4 事業内容

産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所の修繕を行う。

5 事業の対象事例

- ・ パソコンを設置するための配線工事
- ・ 冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置
- ・ 幼児用トイレの設置
- ・ 幼児用シンクの設置
- ・ 幼児用バス（沐浴槽）の設置
- ・ 調乳ユニットの設置
- ・ 玄関スロープ、玄関ベンチの設置
- ・ 畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・ 相談室の間仕切り
- ・ その他妊娠・出産包括支援事業に必要な修繕

6 事業の実施期限

各年度3月31日までに修繕に着手し、完了したものを対象とする。

7 留意事項

別添3「産前・産後サポート」のうち多胎妊産婦等支援や、「産後ケア事業の実施について」（令和7年3月26日こ成母第228号）に基づいて行う産後ケア事業について、他市町村と共同実施する場合にも、本事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。

別添5

こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業

1 事業目的

こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）に係る開設準備のために、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区含む。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）を開設するまでの準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行う。

ただし、こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）の設置に要する施設整備や設備整備等は本事業の対象から除外する。

4 留意事項

こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）を市町村で共同実施する場合にも、本事業を適用して差し支えないが、事業費を適切に案分するなど、市町村間で調整の上、実施すること。

妊娠・出産包括支援推進事業

1 事業目的

連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。

3 事業内容

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、市町村に対し、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。

(1) 連絡調整会議

都道府県と市町村や、市町村間で情報を共有するため、連絡調整会議を開催する。

(2) 保健師等の専門職への研修

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するに当たり、保健師等の専門職等が産前・産後サポート事業や産後ケア事業、こども家庭センター、利用者支援事業（こども家庭センター型）を実施するために必要な専門的知識を身につけるための研修を行う。

(3) ニーズ把握調査

産後ケア事業等の実施に当たり、基礎データの把握及び利用者のニーズ把握のための調査を行う。

(4) 市町村共同実施の推進

都道府県が主導し、市町村での共同実施を推進するための検討会や連絡調整等を行う。

(5) その他

上記の他、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するための支援を行う。

なお、市町村による産婦健康診査事業及び利用者支援事業（こども家庭センター型）の連携にも資するような支援を行うこと。

別添7

不育症検査費用助成事業

1 事業目的

先進医療に位置づけられた不育症検査を対象として、当該検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症患者の経済的な負担軽減を図るとともに、当該検査について将来的な保険適用を目指すことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。なお、この事業の一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

3 対象者

既往流死産回数が2回以上の者

4 対象となる検査 及び助成額

(1) 対象検査

以下の検査（流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査）であって、当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施するもの（保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。）を対象とする。

流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和4年11月30日厚生労働省告示第340号）

抗ネオセルフ β_2 グリコプロテインI複合体抗体検査（令和7年5月30日厚生労働省告示第167号）

(2) 助成額

一回の検査に係る費用の7割に相当する額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）。ただし、6万円を上限とする。

5 実施方法

都道府県等が、3に定める対象者が4に定める検査の受検に要した費用の一部を助成することにより行うものとする。

6 助成の申請及び決定

(1) 助成の申請

① 助成を受けようとする者は、原則として、検査が終了した日の属する年度内に、居住地を管轄する保健所を経由して都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）に申請を行うものとする。

② 申請に当たっては、不育症検査費用助成事業申請書様式（別紙1を参考とする

こと。)及び必要書類を添付する。

(2) 助成の決定

- ① 当該年度分の助成対象か否かについては申請が行われた日を基準とする。
- ② 都道府県知事等は、申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知すること。

7 広報活動等

- (1) 都道府県等は、不育症検査・治療に携わる保険医療関係者等に対し、本事業の趣旨を周知徹底するほか、積極的な協力を求めて効率的な運営を図るものとする。
- (2) 都道府県等は、助成を受けようとする者が事前に本事業の趣旨、助成の条件等の情報を得られるよう、制度の周知、相談窓口の設置などに努めること。
- (3) 不育症に悩む方への支援は、経済的負担軽減とともに、不育症に関する相談指導や情報提供等を併せて行うことが望ましいため、都道府県等は、本事業の実施に当たって、別添2に掲げる「性と健康の相談センター」を設置し、不育症に対する支援を行うとともに、当該センター及びその他の相談機関との連携を図るなど、カウンセリング体制の充実・強化に努めること。
- (4) 都道府県等は、実施医療機関の施設要件として、以下を確認すること。
 - ・ 当該患者に対して、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関であること。
 - ・ 不育症に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されている医療機関であることを確認すること。
- (5) 都道府県等は、先進医療として告示されている不育症検査を実施する管内の保険医療機関を、厚生労働省地方厚生局のホームページの確認及び地方厚生局への問い合わせにより、把握すること。

8 実績・成果の把握

- (1) 都道府県等は、助成を受けようとする者に対し、あらかじめ以下の事項を説明すること。
 - ・ 都道府県等は、別紙1「不育症検査費用助成検査受検証明書」に記載された検査結果等について、個人が特定されない形で国に提出すること。
 - ・ 当該検査結果等について、国が集約・分析等を行い、施策の検討に活用すること
- (2) 都道府県等は、年度ごとに、申請者から提出のあった上記項目を記載した別紙2不育症検査結果総括表を作成し、次年度の6月末までにこども家庭庁に提出すること。

9 留意事項

- (1) 都道府県等は、助成の状況を明確にするため、必要に応じて、不育症検査費用助成事業台帳(様式は別紙3を参考とすること。)を備え付け、助成の状況を把握すること。
- (2) 都道府県等は、申請等事務手続きに当たって、助成を受けようとする者の心理及びプライバシーに十分配慮すること。

産婦健康診査事業

1 事業目的

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の実施に当たっては、（1）～（3）の要件を満たすこと。

- （1）産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うこと。
- （2）産婦健康診査の結果が産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下「実施機関」という。）から市町村へすみやかに報告されるよう体制を整備すること。
- （3）産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、別添4「産後ケア事業」による支援を行うこと。

3 対象者

出産後間もない時期の産婦とする。

4 対象となる産婦健康診査

（1）内容

- ① 健康状態・育児環境の把握（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴、子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- ② 体重・血圧測定
- ③ 尿検査（蛋白・糖）
- ④ 産婦の精神状況に応じて、ツールを用いた客観的なアセスメントを行うこと

（2）回数

対象者1人につき2回以内とする。

5 産婦健康診査の実施等

- （1）本事業の実施に当たり、市町村は実施機関として適当と認められるものに委託するものとする。
- （2）産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。
- （3）産婦健康診査の結果を踏まえ、「産後ケア事業の実施について」（令和7年3月26日こ成母第228号）に基づいて行う産後ケア事業による支援が必要と認められる場合には、すみやかに対象者に当該事業を実施すること。
また、必要に応じて訪問指導等を実施すること。

6 費用の請求

実施機関が、本事業における産婦健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、

産婦健康診査1回当たり5千円を上限として、市町村長に行うものとする。

7 留意事項

- (1) 本事業の対象者が居住地以外の実施機関において産婦健康診査を受診する場合等、産婦健康診査を実施機関へ委託して行うことが困難な場合については、2(1)～(3)を満たす場合に限り、産婦健康診査にかかる費用を対象者へ直接助成することを認める。
- (2) 対象者が母子同伴で産婦健康診査を受診する場合には、適宜、子の発育状況や栄養状態等について把握することが望ましい。
- (3) 本事業の対象となる者には、死産及び流産した者を含むこと。
- (4) 産婦の心身の状態に応じ、産後ケア事業、精神科等と連携できるような連携体制を整備することが望ましい。

新生児聴覚検査体制整備事業

1 事業目的

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。

また、都道府県における新生児聴覚検査の結果の集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等の実施、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査状況・精度管理等の実施や、聴覚検査機器（自動ABR）を所有していない小規模の産科医療機関等による購入の支援を実施することで、新生児聴覚検査の体制を整備し、受検率の向上を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。なお、3（5）については、事業の全部又は一部を都道府県が指定する医療機関等へ委託することができる。

3 事業内容

都道府県は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部（（1）は必須）又は全部を実施するものとする。

- （1）行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催
- （2）医療機関従事者等に対する研修会の実施
- （3）新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
- （4）都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
- （5）新生児聴覚検査管理等事業

都道府県もしくは都道府県が委託する中核的な医療機関（以下「都道府県等」という。）において、以下の①～④の事業を実施する。

① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有

産科医療機関等が実施する新生児聴覚検査の検査結果において、要再検査（リファー）と判断された子が生じた場合、都道府県等でその情報を集約し、精密検査機関及び市町村と情報共有を行い、当該子が漏れなく精密検査を受検できるようにする。

また、当該子が精密検査を受検後、難聴と診断された場合は、速やかに療育機関につながるよう体制を整備し、併せてその状況を把握する。

② 市町村への指導等

管内市町村において、新生児聴覚検査の受検状況等の把握や集計を行っているか確認するなど、適切な指導等を実施する。

③ 相談対応等

(ア) 難聴と診断された子を持つ親等への相談対応や、精密検査機関及び療育機関の紹介

(イ) 産科医療機関等や、市町村からの新生児聴覚検査に関する相談対応

④ 検査状況・精度管理業務

新生児聴覚検査を実施している産科医療機関等に対し、定期的に検査の実施状況の把握・確認や精度管理を行う。

(6) 聴覚検査機器購入支援事業

聴覚検査機器を所有していない小規模の産科医療機関等が、聴覚検査機器（自動ABR）を購入する場合に、購入費を支援する。

(7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

4 留意事項

(1) 都道府県は管内市町村における新生児聴覚検査実施状況（公費負担の実施、検査の受検者数・未受検者・受検率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）や医療機関における検査の実施状況等を把握した上で、本事業を実施すること。

なお、協議会の設置については、名称や設置形態を問わず、既存の協議会等において協議等を行うものでも差支えない。

(2) 3(5)①を実施する場合は、関係機関との協議会を活用するなどにより、市町村や産科医療機関と連携を図り、新生児聴覚検査の受検状況の把握、及び難聴と診断された子を速やかに療育機関へ繋げられるようにすること。

(3) 本事業で収集した個人情報等の管理は、関係者以外が触れることができないようにし、関係者間で共有する場合は本人の同意を得るなど、十分に注意すること。

(4) 本事業と同趣旨の事業により別の補助を受けている場合は、本事業による補助を受けることはできない。

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

1 事業目的

予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review（以下「CDR」という。））は、こどもが死亡した時に、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を複数の機関から収集し、複数の機関と専門家により死因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。

本事業では、こどもの死亡検証に係る関係機関との連携など協力体制の構築、情報の収集・管理、専門家を交えた死因等の検証及びそれを踏まえたこどもの死亡の予防策を都道府県知事へ提言を行う事業を、モデル事業として試行的に実施し、課題の抽出を行い、国へフィードバックすることで、今後のCDRの体制整備に向けた検討材料とすることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。なお、この事業の一部を医療法人、その他の機関又は団体に委託することができる。

3 事業の内容及び実施方法

次の（１）～（３）の内容を実施する。

（１）推進会議（協力体制の構築）

医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する情報提供依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、情報の収集等を円滑に行う環境を整える。

（２）情報の収集・管理等

こどもの死亡に関する情報（医学的死因、社会的背景）について、関係機関等から、標準化した様式を用いて収集し、リストを作成する。

なお、情報収集の際に使用する様式やリストについては、別に示すものを参考とすること。

（３）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催する。検証結果については、標準化した様式に記録する。さらに、都道府県知事に対し、検証結果を基とした今後の対応策などをまとめた提言を行う。

なお、検証結果を記録する様式については、別に示すものを参考とすること。

4 留意事項

（１）本事業では、実際の解剖等にかかる費用は補助しない。

（２）本事業を委託で実施する場合は、予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業の内容についての理解や円滑に事業を実施するための経験、能力を確認するこ

と。

- (3) 本事業の実施に当たっては、別に示す「都道府県 Child Death Review モデル事業の手引き」に基づいて実施すること。
- (4) 本事業で収集した個人情報等の管理に際しては、関係法令やガイドライン等に基づき、情報管理に万全を期すこと。
- (5) 本事業で収集した個人情報等について、調査担当者や、各会議、委員会に出席する委員等に対しても、個人情報の取扱いを徹底すること。

多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

1 事業の目的

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常 14 回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、市区町村とする。事業の全部又は一部を医療機関等へ委託することができる。

3 事業の内容

多胎を妊娠している妊婦一人当たりにつき、1 回 5,000 円分の健診費用を、5 回を限度として支援する

4 留意事項

- (1) 本事業の利用については、妊婦健康診査の支援を超える健診が生じた場合に、超えた部分に対して補助を行うこと。
- (2) 妊娠の届出時等において、多胎妊婦を把握した場合、本事業の利用についての意思確認や利用に際しての申請を、訪問等により受け付けるなど、多胎妊婦の状況に配慮した柔軟な方法により対応を行うこと。
- (3) 当事業を利用する多胎妊婦に対して、多胎妊産婦等が利用できる事業を積極的に案内することにより、安定した妊娠・出産ができるように配慮すること。

被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

1 令和2年7月豪雨

(1) 事業目的

令和2年7月3日からの豪雨（以下「令和2年7月豪雨」という）により被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を目的とする。

(2) 対象者

令和2年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等

(3) 実施主体

事業の実施主体は、(4)①については令和2年7月豪雨により被害を受けた県（以下「被災県」という）内の市町村（以下「被災県内市町村」という）とし、(4)②については被災県及び同県内の指定都市、中核市とする。

なお、この事業の全部又は一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

(4) 事業内容

被災県及び被災県内市町村は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

① 相談支援等事業

被災した妊産婦・乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康に関する相談支援や乳幼児健診等の母子保健事業の体制確保に要する経費について補助を行う。

② 保健師等に対する研修の実施

乳幼児健診等において継続的に妊産婦及び乳幼児等の心身の状況を把握し、特に支援が必要な場合は医療機関等の専門機関へつなぐことができるよう、保健師等に対する研修を実施する。

2 令和6年能登半島地震

(1) 事業目的

令和6年能登半島地震により被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保を目的とする。

(2) 対象者

令和6年能登半島地震において被災した妊産婦及び乳幼児等

(3) 実施主体

事業の実施主体は、(4)①については令和6年能登半島地震により被害を受けた県（以下「被災県」という）内の市町村（以下「被災県内市町村」という）とし、(4)②については被災県及び同県内の指定都市、中核市とする。

なお、この事業の全部又は一部を適切な実施が期待できる団体等に委託することができる。

(4) 事業内容

被災県及び被災県内市町村は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。

① 相談支援等事業

1の(4)①に同じ。

② 保健師等に対する研修の実施

1の(4)②に同じ。

母子保健対策強化事業

1 事業目的

市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品の整備など、妊産婦等に必要な支援が行われるよう市町村の体制強化を図る。

また、都道府県において、管内市町村における成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握、管内市町村の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域的な調整を行うため、管内市町村、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係団体による協議の場（以下「協議会」という。）の設置や、広域支援の推進等を実施する。

加えて、都道府県及び指定都市において実施する先天性代謝異常等検査の検査精度の維持向上のため、先天性代謝異常等検査の精度管理への支援を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、3（1）の事業については市町村、3（2）Ⅰ及びⅡの事業については都道府県、3（2）Ⅲの事業については都道府県及び指定都市。

なお、事業の全部又は一部を民間事業者等及び都道府県が指定する医療機関等に委託することができる。

3 事業内容

（1）母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

市町村において妊産婦等への支援体制の強化等を図るため、地域の実情に応じて、次の取組を行うものとする。（複数実施可）

- ① 両親学級等のオンライン実施に必要な体制整備
- ② SNSを活用したオンライン相談に必要な体制整備
- ③ 母子保健に関する記録の電子化
- ④ 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- ⑤ その他母子保健対策強化に資する取組

（2）母子保健に関する都道府県広域支援強化事業

Ⅰ 母子保健事業等推進体制整備事業

都道府県において管内市町村や成育医療等に係る関係団体との連携を図るため、地域の実情に応じて、次の取組を実施するものとする（ただし、①の取組の実施は必須とする。）。

- ① 成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握や広域的な調整を行うため、主に以下の事項に関する協議を行う協議会の設置・開催
 - ア 都道府県及び市町村の成育医療等に関する計画の策定に関すること

- イ 母子保健事業（各種健診や産後ケア事業など）の実施状況等に関するデータ収集・分析、課題の把握等に関すること
- ウ 母子保健事業に関する実施体制の整備や委託先の確保に関すること
- エ 母子保健に関する住民のニーズ調査に関すること
- オ その他協議会において協議することが適当と認められる内容に関すること

- ② 医療機関従事者等に対する研修会の実施
- ③ 母子保健事業のポスターやパンフレットの作成等による普及啓発
- ④ 母子保健事業の実施のための手引書の作成

II 各種健診等管理等事業

都道府県において管内市町村の各種健診等の均てん化や精度管理等の支援を行うため、地域の実情に応じて、次の取組を実施するものとする。併せて、この取組により把握した管内市町村や医療機関等の状況、必要なデータ等について、必要に応じて協議会に報告・提供を行うことで、協議会での分析や方針決定につなげ、PDCAサイクルによる取組を実践していくものとする。

①各種健診等の検査結果の情報集約及び共有

各種健診等の検査結果において、要再検査（リファー）・要精密検査と判断された児が生じた場合、都道府県等でその情報を集約し、精密検査機関及び市町村と情報共有を行い、当該児が漏れなく精密検査を受検できるようにする。

また、当該児が精密検査を受検後、必要に応じて速やかに療育機関につながるよう体制を整備し、併せてその状況を把握する。

②市町村への支援・指導等

管内市町村において、各種健診等の検査の受検状況等の把握や集計が行われているか確認をするとともに、要再検査（リファー）・要精密検査の割合や精密検査により疾患が指摘された者の割合等を集計したデータを市町村にフィードバックするなど、市町村に対して適切な支援・指導等を実施する。

③ 相談対応等

(ア) 保護者等からの相談への対応や、精密検査機関及び療育機関の紹介

(イ) 医療機関等・市町村からの各種健診等の検査に関する相談対応

④ 検査状況・精度管理業務

各種健診等の検査を実施している医療機関等に対し、定期的に検査の実施状況の把握・確認や精度管理を行う。

⑤ その他各種健診等の体制整備に必要な事項

III 先天性代謝異常等検査に係る外部精度管理支援事業

都道府県及び指定都市において実施する「先天性代謝異常等検査の実施について」（平成30年3月30日付子母発0330第2号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）及び通知の別添19「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」に定める先天性代謝異常等検査の検査精度の維持向上を図るため、検査に関する精度試験等を適当と認める精度管理機関に次に掲げる事項を委託して行い、その結果に基づき、検査機関に対し、必要な指導を行うものとする。また、外部精度管理を実施する他に内部精度管理を実施するよう努めること。

- ① 検査に関する精度の維持向上を図るための精度管理試験
- ② 必要な技術指導及び研修
- ③ その他精度管理上必要なもの

4 留意事項

- (1) 3 (1) の事業について、各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備を行う場合については、健診（屈折検査機器を導入する場合には屈折検査）の受検者数・未受診者数・受診率・検査結果や、精密検査の実施状況等を把握し、集約するとともに、必要に応じて適切な支援を提供する体制を整備すること。
- (2) 3 (1) の事業について、相談支援等を担う職員の給与及び諸手当等は、対象としないこと。
- (3) 3 (2) の事業について、都道府県は、管内市町村における各種健診等の検査実施状況（公費負担の実施、検査の受検者数・未受検者・受検率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援等に関する状況）や医療機関における検査の実施状況等を把握した上で、本事業を実施すること。なお、協議会については、名称や設置形態を問わず、既存の協議の場等を活用することとして差支えない。
- (4) 3 (2) II ①を実施する場合は、関係機関との協議の場を活用するなどにより、管内市町村や医療機関と連携を図って、各種健診等の検査の受検状況を把握し、及び必要に応じて速やかに療育機関へつなげられるようにすること。
- (5) 本事業で収集した個人情報等については、関係者以外が触れることができないよう管理し、関係者間で共有する場合には本人の同意を得るなど、十分に注意すること。
- (6) 原則として、別途国庫補助が行われている取組については、本事業の対象としない。

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

1 事業目的

低所得の妊婦について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料を助成する。また、妊婦等包括相談支援事業と一体的に本事業を実施することにより、両事業を効果的に推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。

3 対象者

市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者であって、住民税非課税世帯に属する者又はこれと同等の所得水準であると認められる者とする。

ただし、当該者の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の事項に同意する者に限る。

事項① 所得の状況を確認するため、市町村が世帯の課税状況を確認すること。

事項② 妊婦健康診査を受託する産婦人科医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、当該者に対する支援に必要な情報（妊婦健康診査の未受診の状況や、家庭の状況等を含む。）を共有すること。

4 事業内容

次の（１）及び（２）を実施することとする。

（１）初回の産科受診料の費用の助成

初回の産科受診料の費用（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用をいう。以下同じ。）の一部又は全部を助成する。

（２）関係機関との連絡調整

本事業において把握した支援が必要な妊婦について、必要な支援が提供されるよう、関係機関との連絡調整を行うこと等により、適切な連携を図る。

5 留意事項

本事業は、市町村における妊婦支援に係る体制を整備するものであるため、次のとおり実施することとする。

（１）本事業は、こども家庭センターの窓口業務として実施すること。

（２）本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援による妊娠届出時の面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯等に対する支援制度（各種子育て支援事業の利用料減免制度など）を案内することで、必要な支援に効果的につなげること。

- (3) 本事業による支援対象者に対して、必要に応じてサポートプランを作成し支援を実施すること。
- (4) 対象者に対する初回の産科受診料の助成については、産科医療機関を受診する前に、こども家庭センターの窓口で相談に訪れた対象者に対して、あらかじめ当該受診に係る受診券等を交付する方法や、産科医療機関を受診後、妊娠の届出時において、助成の申請を受け付け、償還払いにより当該費用を助成する方法など、対象者の利便性に配慮した方法により行うこと。

妊婦訪問支援事業

1 事業目的

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することにより虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

2 事業内容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦や妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、妊婦健康診査の受診を促すとともに、産前・産後サポート事業等必要な支援に繋ぐ。

3 対象者

- (1) 若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦
- (2) 妊婦健診未受診の妊婦
- (3) その他、継続的に状況を把握することが必要な妊婦

4 事業の実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

5 留意事項

- (1) 妊婦の家庭を訪問する者は、助産師、保健師、看護師、その他本事業を実施するに当たり市町村が適当と認める者とする。
- (2) 妊婦の状況に応じ、こども家庭センターや、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係者や関係機関と連絡調整の上、必要な支援を提供するものとする。

特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業

1 事業目的

乳幼児健診をはじめとした母子保健施策については、受診率等の向上に向けて周知広報を行うなど、市町村においてさまざまな取組が行われている一方で、乳幼児健診等の母子保健サービスの享受が難しい児がいることが課題として指摘されている。

そのため、乳幼児健診において、特別な配慮が必要な児が健診を受けられるよう、集団健診での配慮や集団健診に代わる支援を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ることができる環境整備を目的とする。

2 事業内容

市町村が集団健診として実施する乳幼児健診において、集団健診を受けることが困難な、特別な配慮が必要な児に対して、個別に対応を行う。具体的には、集団健診での配慮（別日・別時間での健診の実施、パーテーションの設置等）や、集団健診に代わる支援（個別健診への切り替えや訪問での健診等）を行う。

3 対象者

児の身体・精神の状態（発達障害や医療的ケア児等）や保護者の身体・精神の状態が要因で、特別な支援がなければ集団健診の受診が難しく、配慮が必要な児。ただし、家庭環境に起因するものや、保護者の国籍・信条、きょうだい児の精神・身体の状態等によるものは除く。

4 事業の実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

5 留意事項

- (1) 妊婦等包括相談支援事業等の場を活用し、特別な配慮が必要な児を確認し、乳幼児健診を受診するにあたり、どのような配慮が求められているかの把握に努めること。
- (2) 乳幼児健診の実施前後には、こども家庭センターや保育所等の関係機関と連携し、必要な支援を提供するものとする。
- (3) 本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報 の適正な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めること。
- (4) 本事業は、通常の集団健診費用からのかかり増し経費を対象経費とする。また、他の国庫補助金や地方交付税措置で対象となっている費用は対象外とする。
- (5) 本事業の実施に当たっては、別途示す事例集などを参考とすること。

妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業

(1) 目的

各地域において、妊産婦のメンタルヘルス（精神疾患を含む）の診療に係る中核的な精神科医療機関（精神科を標ぼうする産婦人科医療機関を含む。以下同じ。）を中心として、地域の精神科医療機関、産婦人科医療機関、都道府県（母子保健担当部局、精神保健担当部局、保健所、精神保健福祉センター等）、市町村（母子保健担当部局、こども家庭センター等）、関係機関（産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関等）等の行政機関も含めたネットワークを構築し、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題に対応するための体制整備を図る。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる機関又は団体に委託することができるものとする。

(3) 事業内容

都道府県は、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（以下「拠点病院」という。）を選定し、以下の①～⑤の全ての取組を行うものとする。なお⑥の取組については、地域の実情等を勘案し、必要に応じて行うものとする。

① ネットワーク構築・運用

拠点病院や都道府県、地域の精神科医療や周産期医療に携わる医師、助産師等看護職、市町村の代表、関係機関・団体の代表、その他妊産婦のメンタルヘルスケアに携わる関係者（精神保健福祉士、公認心理師等）等を構成員とする妊産婦のメンタルヘルスに関する協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定等、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する地域のネットワーク体制を整備すること。協議会については、本事業の目的が達成されるものであれば都道府県等が設置する周産期医療に関する協議会等の既存の会議体を活用することも可能とする。

② 地域の診療体制の見える化・整備

妊産婦のメンタルヘルスの診療が可能な地域の精神科医療機関のリストを作成し、地域の関係機関と共有すること。また、メンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を把握した場合の地域におけるフォロー体制図や情報連携に係る様式の作成、医学的判断・対応に迷う事例について地域における相談先に関する協議を行うこと。フォロー体制図や情報連携の様式の作成等の検討に当たっては、①の協議会等を活用すること。なお、すでにリストや情報連携の様式がある場合には、新たに作成する必要はないが、定期的に見直しを行うこと。

③ コーディネーターの配置

メンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等にコーディネーターを配置すること。地域の実情に応じて、拠点病院以外の施設に配置しても差し支えない。コーディネーターの業務については、（5）を参照とすること。

④ 関係者による症例検討の実施

医療機関や行政機関、関係機関等においてメンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を把握した場合に、拠点病院を含む医療機関の医師、助産師等看護職、都道府県・市町村の保健師等、関係機関等その他妊産婦のメンタルヘルス

ケアに携わる関係者により、症例の共有・相談等を行う症例検討を定期的を実施すること。

⑤ 人材育成・研修

医療従事者や関係機関等を対象とした妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や、情報提供を行うこと。必要に応じて、精神科医療機関の医療従事者に、妊産婦のケア・管理等に関する研修や情報提供を行うこと。

⑥ 専門職の派遣

拠点病院等から、地域の精神科医療機関や産婦人科医療機関、行政機関や地域の関係機関への医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等のメンタルヘルスに係る専門職の派遣を行い、妊産婦への支援や関係者への助言・指導その他の支援を行うこと。また、必要に応じて、産科医療機関等から精神科医療機関等に妊産婦のケアに係る専門職の派遣を行うこと。

(4) 拠点病院の選定

① 妊産婦のメンタルヘルスの診療が可能な体制が整っており、かつ、(3)に掲げる事業を実施するための地域との連携体制が整えられる精神科医療機関を都道府県において選定する。

② 予算の範囲内において、地域の実情に応じて、2か所以上選定することも可能とする。

③ 妊産婦のメンタルヘルスの専門性と併せて、(3)に掲げる事業を実施するための業務体制等も勘案すること。

(5) コーディネーターの業務

(3)に掲げる事業を実施するため、地域の医療機関や行政機関、関係者・関係機関との調整を含む事務局としての役割を担う。あわせて、(3)④に掲げる関係者による症例検討の実施のための調整等を行うとともに、メンタルヘルスの課題を有し支援が必要な妊産婦を、地域の精神科医療機関での適切な受診や必要な支援につなげるための関係機関等からの相談への対応を行う。コーディネーターの業務については、拠点病院の精神科の医師等が指導・監督する等、円滑な業務実施に向けたサポート体制に配慮すること。

(6) 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

① 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用

② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用

③ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

1 か月児及び5歳児健康診査支援事業

第1 総則的事項

1 事業目的

乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、3から6か月頃及び9から11か月頃の健康診査についても、多くの自治体で実施されている状況となっている。こうした中で、新たに1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

3 健康診査の種類

健康診査の種類は、1か月児健康診査及び5歳児健康診査とする。

4 その他

この実施要綱に定める事項以外の事項については、「乳幼児に対する健康診査の実施について」（平成10年4月8日児発第285号厚生省児童家庭局長通知）の第1に定める総則的事項を参照すること。

第2 各論的事項

1 1か月児健康診査

(1) 目的

早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(2) 健康診査の種類

健康診査の種類は、一般健康診査（原則、1か月児健康診査を実施する医療機関（以下「実施機関」という。）に委託して行う個別健康診査）とする。

(3) 健康診査を実施する担当者

十分な経験を有し、新生児・乳児の保健医療に習熟した医師により実施することとする。なお、担当者を医師とした上で、十分な経験を有し、保健医療に習熟した助産師、看護師と協力して実施することは差し支えない。

(4) 実施対象者

一般健康診査の対象者は、標準的には、出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児とする。

(5) 項目等

一般健康診査の項目は以下のとおりとする。

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 疾病及び異常の有無
- ④ 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認

⑤ ビタミンK₂投与の実施状況の確認及び必要に応じた投与

⑥ 育児上問題となる事項

(6) 留意事項

ア 1か月児健康診査の結果を実施機関から市町村に速やかに報告されるよう連携体制を整備するなど、実施機関との連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより妊婦等包括相談支援事業の効果的な実施につなげることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。実施機関において実施対象者が未受診であることを把握した場合は、速やかに市町村の担当窓口へ情報共有することが望ましい。

イ 本事業の実施対象者が居住地以外の実施機関において1か月児健康診査を受診する場合等、1か月児健康診査を実施機関に委託して行うことが困難な場合については、1か月児健康診査の結果が市町村へ速やかに報告されるよう実施機関と連携する場合に限り、1か月児健康診査にかかる費用を実施対象者へ直接助成することを認める。

ウ 1か月児健康診査の実施に当たっては、別に示す1か月児健康診査の間診票及び健康診査票並びにこども家庭科学研究の研究班により作成された1か月児健康診査マニュアルを参考とすること。

2 5歳児健康診査

(1) 目的

幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(2) 健康診査の種類

健康診査の種類は、一般健康診査（原則、市町村保健センター等において行う集団健康診査）とする。

一般健康診査は、(5)の項目等の確認に加え、必要な児・保護者に対して多職種による専門相談及び健診後カンファレンスを実施すること。

※ 巡回方式や園医方式を組み合わせる場合を含む。なお、その場合であっても、必要な児・保護者に専門相談を提供するとともに、対象となる年齢の幼児全てに健康診査を実施できるよう工夫すること。

(3) 健康診査を実施する担当者

十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等により実施すること。

(4) 実施対象者

一般健康診査の対象者は、実施年度に満5歳になる幼児とする。標準的には、4歳6か月から5歳6か月となる幼児を対象とする。

(5) 項目等

一般健康診査の項目は以下のとおりとする。

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 精神発達の状況
- ④ 言語障害の有無
- ⑤ 育児上問題となる事項(生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)

⑥ その他の疾病及び異常の有無

(6) 留意事項

ア 健康診査に際して行われる指導においては、家族の育児面での情緒を養い、児童に対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うものとする。

健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

イ 5歳児健康診査の実施に当たっては、別に示す5歳児健康診査の問診票及び健康診査票並びにこども家庭科学研究の研究班により作成された5歳児健康診査マニュアルや5歳児健診ポータルを参考とすること。

ウ 5歳児健診の結果、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定（5歳児健診に係る健診後カンファレンス等で総合的な判断に基づいて行われるものであり、専門医療機関等で行われる診断とは異なる。）された児及びその保護者に対して、地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備に努めること。市町村におけるフォローアップ体制の整備にあたっては、「地域障害児支援体制強化事業」（「地域障害児支援体制強化事業の実施について」令和5年6月5日こ支障第8号こども家庭庁支援局長通知）や「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」（「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業の実施について」令和6年1月5日こ支障第119号こども家庭庁支援局長通知）などの事業の活用も想定される。

新生児マススクリーニング検査に関する実証事業

1. 背景

新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において「先天性代謝異常等検査の実施について」（平成30年3月30日付子母発0330第2号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき20疾患を対象に実施されているところであるが、近年の治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和5年度より国において科学研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝カウンセリングにおける課題に関する対応策を得ることとしている。

2. 事業目的

1の背景を踏まえ、「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」（以下「実証事業」という。）に参画する都道府県及び指定都市において、重症複合免疫不全症（Severe combined immunodeficiency: SCID。以下「SCID」という。）及び脊髄性筋萎縮症（Spinal muscular atrophy: SMA。以下「SMA」という。）に関する新生児マススクリーニング検査をモデル的に実施する。さらに、地域における検査・診療体制や遺伝カウンセリングの整備状況の把握等を行うこども家庭科学研究の研究班（「新規疾患の新生児マススクリーニングに求められる実施体制の構築に関する研究」の研究班。以下「研究班」という。）と連携・協力を行うことで、対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータや情報を収集し、その結果を踏まえて、SCID及びSMAを対象とする新生児マススクリーニング検査の全国展開を目指す。

3. 実施主体

都道府県及び指定都市。

なお、実証事業の参画に当たっては、(1)～(5)の要件を満たすこと。

- (1) 新生児の血液による、SCID及びSMAに対する新生児マススクリーニング検査を実施する体制が整っていること。当該検査については、20疾患を対象に実施されている新生児マススクリーニング検査と共通のろ紙血を用いるなど、現状の20疾患の検査と連動して実施する必要があること。また、検査は、各都道府県又は指定都市の地方衛生研究所等の機関で実施する又は検査を適切に実施できる機関に委託して実施すること。なお、新生児マススクリーニング検査によりSCID及びSMAに関する異常を早期に発見し、速やかにその後の適切な治療等につなげる観点から、現状の20疾患に対する新生児マススクリーニング検査の検体検査機関で一括して検査を行う体制を構築することが望ましい。
- (2) 新生児マススクリーニング検査でSCID及びSMAに関する異常又は異常の疑いのある事例について、精密検査、遺伝カウンセリング、治療が実施できる医療体制が整っており、かつ、新生児の保護者に対し適切な医療機関を紹介すること。実証事業に参画する都道府県または指定都市以外に所在する医療機関と適切に連携する場合も認められること。
- (3) 新生児マススクリーニング検査の検査結果及び精密検査の結果等（検査実施数、検査異常者数（疑いを含む）、疾病別患者数等）を把握し、こども家庭庁及び研究班へ報告すること。
- (4) SCID及びSMAに対する新生児マススクリーニング検査に関して、自治体、医療機関等、検体検査機関で必要な情報共有を行うこと。

- (5) 本事業の検査精度の維持向上を図るため、検査に関する精度試験等を適当と認める精度管理機関に次に掲げる事項を委託して行い、その結果に基づき、検体検査機関に対し、必要な指導を行うこと。また、外部精度管理を実施する他に内部精度管理を実施するよう努めること。

ア 検査に関する精度の維持向上を図るための精度管理試験

イ 必要な技術指導及び研修

ウ その他精度管理上必要なもの

4. 事業内容

5の実施方法により、実施主体においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とする新生児マススクリーニング検査を実施するとともに、こども家庭庁及び研究班に対し新生児マススクリーニング検査の検査結果や精密検査の結果等の必要なデータを提供するなど連携・協力すること。

5. 実施方法

(1) 検体検査機関の指定

実施主体は、課長通知（※1）を参考に、実証事業を円滑に実施するために、2疾患（SCID、SMA）に係る新生児マススクリーニング検査を実施できる検体検査機関を指定する。

（※1）「先天性代謝異常等検査の実施について」（平成30年3月30日付子母発0330第2号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）（抄）

5 検査機関

検査は、各都道府県又は指定都市の地方衛生研究所等の機関又は検査を適切に実施できる機関に委託するものとする。

6 検査の実施等

(1) 検査機関は、以下のことを実施すること。

ア 医療機関等から送付された検体（新生児から採取した血液を代謝異常検査用濾紙にしみこませたもの）について速やかに検査を行うものとする。採血不備等により検査不能な検体があった場合は、直ちに採血した医療機関等に対し、再採血を依頼すること。

イ （略）

ウ 検査終了後、その結果を速やかに当該医療機関等へ通知すること。なお、異常又は異常の疑いのある事例については、早期治療の重要性に鑑み、医療機関への通知に当たっては、当該新生児の保護者に迅速かつ的確に伝達できるよう医療機関等への通知方法に配慮すること。

(2) 分娩取扱医療機関等における保護者（妊婦及びパートナー）に対する検査の説明と同意取得及び採血の実施

原則として、現状の20疾患を対象に新生児マススクリーニング検査を実施している全ての分娩取扱医療機関等において、2疾患（SCID、SMA）を対象とする新生児マススクリーニング検査を実施する。当該医療機関等において、2疾患（SCID、SMA）を対象とする新生児マススクリーニング検査の内容及び当該検査結果や精密検査の結果等をこども家庭庁及び研究班へ報告することについて保護者に対して説明し、説明同意書により同意の取得を行った上で、採血を行い、(1)により指定された検体検査機関に検体及び同意取得書（原本またはコピー）を送付する。なお、保護者に対する説明と同意取得の際に用いる文書は、別添様式1の説明同意書及び別添様式2の説明用リーフレットを参考にすること。

(3) 精密検査等を実施する医療機関（以下「精査医療機関」という。）の指定

実施主体は、SCID、SMAに関する新生児マススクリーニング検査陽性者が受診する精密検査等を実施する精査医療機関を指定する。なお、精査医療機関の選定に際しては、

- ・ SCID、SMA に関する精密検査を実施できるとともに、保護者に対して、精密検査の前後に検査の内容や結果について適切な説明を行う体制が整備されていること。
- ・ 新生児マススクリーニング検査が陽性または精密検査の結果が陽性だった新生児の保護者やその他の家族に対して遺伝カウンセリングを実施できる体制が整備されていること。
- ・ 精密検査の結果が陽性だった新生児に対して、遅滞なく治療を実施できる体制が整備されていること。また、当該精査医療機関で治療が実施できない場合には、治療可能な医療機関を紹介できること。

を考慮して、決定すること。地域の状況に応じて、実施主体の域内に複数の精査医療機関を指定すること、域外の医療機関を精査医療機関として指定することも妨げない。

(4) 実施主体による情報提供

実施主体は、(2)により保護者から同意取得した新生児に係る新生児マススクリーニング検査の結果及び精密検査の結果等（検査実施数、検査異常者数（疑いを含む）、疾病別患者数等）を把握し、こども家庭庁成育局母子保健課及び母子保健課を通じて研究班へ報告する。報告は3か月ごとに、別添様式3の様式により別に定める期日までに報告を行うこと。

また、こども家庭庁及びこども家庭庁の研究班への報告後に、新たな情報が得られた場合（精密検査中の児の結果が判明した場合など）は、次の報告時に数字を更新して再度提出すること。

(5) 検体検査機関及び精査医療機関による情報提供

実施主体が指定する検体検査機関及び精査医療機関は、当該検体検査機関及び精査医療機関で実施する新生児マススクリーニング検査の検査結果及び精密検査の結果等（(2)により保護者から同意取得した新生児に係る結果等に限る）の別添様式3に関する情報を実施主体に報告すること。

6. 検査費用の負担

実施主体は、5の(2)により同意を取得した保護者のSCID及びSMAに対する新生児マススクリーニング検査の費用（検体検査機関が実施する検査の費用及び分娩取扱機関等が実施する当該検査の説明に係る費用とし、分娩取扱機関等が実施する採血の費用等は除く。）の全てを負担すること。

7. 留意事項

- (1) 新生児マススクリーニング検査や精密検査、遺伝カウンセリングや治療の体制構築については、地域の医療機関や検体検査機関、医師会等の関係団体等と協議し、連携を行うこと。その際、地域の関係者が参画する新生児マススクリーニング連絡協議会等の場を活用することも検討すること。
- (2) 実施主体は、検査の結果、SCID及びSMAに関する異常又は疑いの認められた場合は、直ちに採血した分娩取扱医療機関等を通じ、保護者に5(3)により指定された精査医療機関の紹介等適切な措置をとるとともに、保健所へ連絡する等事後指導に万全を期すよう配慮すること。
- (3) 保護者及び新生児が、里帰り出産や転居により検査を行った実施主体とは異なる自治体に移動した場合であっても、検査結果を伝えられるような連絡体制をとり、異常又は疑いの認められた場合には、適切な医療機関の受診を促すこと。また、このような場合についても、医療機関、検体検査機関、自治体間で連携を取り、精査結果の把握に努めること。

乳幼児健康診査実施支援事業

1 事業目的

乳幼児健康診査については、3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査、5歳児健康診査を集団健診として行っている自治体も多く、また、市町村における実施の義務が法定で定められた健康診査ではないが、身体の異常の発見や発達の評価を行うために重要な健診であり、実施に係る費用について地方交付税措置等も行っていることから、すべての自治体で健康診査が実施できるよう体制整備を行う。

2 実施主体

本事業の実施主体は、3の(1)は都道府県、(2)及び(3)は市町村(特別区を含む。)とする。

ただし、3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査に係る3の(2)及び(3)の事業は、令和5年度において3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査が未実施の市町村であること。また、本事業の実施は、原則、最初の実施年度を含めた3か年を上限とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業内容

地域の実情に応じて、以下の事業を実施すること。

(1) 都道府県による管内市町村等への広域支援

3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査、5歳児健康診査を実施するための管内市町村や乳幼児健康診査に係る関係団体との調整や広域連携に係る取組及び健康診査の実施に必要な研修等の取組を行う。

(2) 市町村による専門職等確保

3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査を実施するため、健診医や多職種連携のための健診医以外の専門職等の健診への派遣等に係る旅費や確保に必要な取組を行う。

(3) 市町村による研修等

3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査、5歳児健康診査を実施するための各健康診査の実施に必要な研修等を実施する。

4 留意事項

3～6か月児健康診査、9～11か月児健康診査の実施に係る費用については、地方交付税措置されているため、本事業に健診医への健康診査委託費用は含めないこととする。

入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業

1 事業目的

こどもが入院した際に家族が付添いをする場合、当該家族に対する十分な休息などが確保されていないといった課題が指摘されている。

こうした状況を踏まえ、こどもの心身の健やかな成育の確保や家族の身体的・精神的負担の軽減の観点から、こどもやその家族が安心して入院生活を送ることができるようにするための環境改善を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業内容

入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善のため、以下の取組を行う医療機関に対して必要な経費の一部を補助する。

(1) 環境改善のための医療機関内の修繕の実施

こどもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕を実施する。

(2) 環境改善のための物品等の購入

こどもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド及び寝具等や、家族が付添い中に食事するための調理器具（食事を温める電子レンジ等）などを購入する。

また、家族がこどもの付添いができない場合において、こどもが家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を購入する。

4 事業の対象期間

3の(1)の事業については、補助対象年度において修繕に着手し完了したものを対象とする。

5 対象事業の制限

本事業による補助は、1つの医療機関において、3の(1)及び(2)のそれぞれで、一定期間（10年間）につき1回限りとする。

産後ケア施設改修費等支援事業

1 事業目的

産後ケア事業については、こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）において、「支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める」こととされており、令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から同事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、計画的な提供体制の整備を進めていくこととしている。

こうした取組を進めている中で、同事業の受け皿の拡大を図るため、賃貸物件を活用して設置する産後ケア事業を行う施設（以下「産後ケア施設」という。）等に対する改修費等を支援することにより、希望する全ての産婦が産後ケア事業を利用できるようにするための体制整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）又は市町村が認めた者（産後ケア事業の委託を受ける民間団体等）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部又は全部を委託することができる。

3 事業内容

賃貸物件を活用して設置する産後ケア施設等の新設、定員の拡大、老朽化対策などのための改修等に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））の一部を補助する。

なお、上記の賃借料については、補助対象年度において産後ケア施設の開所までに発生するものに限る。また、当該年度の翌年度以降に開所する場合は、当該年度の3月31日までに発生するものに限る。

4 対象事業の制限

改修等を行う産後ケア施設が、次世代育成支援対策施設整備交付金その他国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる場合は、本事業の対象としないものとする。

5 国の補助等

実施主体のうち、市町村が認めた者（産後ケア事業の委託を受ける民間団体等）の本事業の実施に要する経費については、市町村が補助するものとし、国は、当該市町村が補助した額について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業

1 事業目的

地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健康診査（以下、「妊婦健診」という。）を受診する必要がある妊婦に対して、当該産科医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

本事業による助成の対象者は、以下の（１）から（３）までのいずれかに該当する妊婦とする。

（１）住所地（里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。以下同じ。）から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦

（２）医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター等（当該妊婦に対し妊婦健診が実施可能な周産期母子医療センター等に限る。以下同じ。）まで概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦

（３）妊婦健診の実施が可能である産科医療機関等が概ね 60 分以内にある妊婦であって、当該産科医療機関等が分娩を取り扱っていない場合において、妊娠後期（概ね妊娠 32 週頃）等に分娩を予定する分娩施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、住所地から最も近い分娩施設まで概ね 60 分以上の移動を要する妊婦

4 事業内容

以下の（１）から（３）までのいずれかを実施することとする。

（１） 3（１）に該当する妊婦に対して、当該妊婦の住所地から最も近い妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等までの移動に要した費用（往復分）について、14 回を上限として、6 により算出した交通費の助成額を助成する。

（２） 3（２）に該当する妊婦に対して、当該妊婦の住所地から最も近い周産期母子医療センター等までの移動に要した費用（往復分）について、14 回を上限として、6 により算出した交通費の助成額を助成する。

(3) 3 (3) に該当する妊婦に対して、当該妊婦の住所地から最も近い分娩予定施設までの移動に要した費用（往復分）について、7回を上限として、6により算出した交通費の助成額を助成する。

5 概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦の考え方

この事業における「概ね 60 分以上の移動時間を要する妊婦」とは、3 (1) から (3) までのいずれかに該当する妊婦の住所地から最も近い産科医療機関等、周産期母子医療センター等または分娩予定施設まで、妊婦が選択した移動手段（タクシーを除く、鉄道やバスなどの公共交通機関、自家用車などの移動手段のうち、妊婦が選択した移動手段とする。）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案して、当該移動手段による標準的な移動時間が概ね 60 分以上を要すると市町村が認める妊婦をいうものとする。

6 交通費の助成額の算出方法

交通費の助成額は、3 (1) から (3) までのいずれかに該当する妊婦が、住所地から最も近い産科医療機関等、周産期母子医療センター等または分娩予定施設までの公共交通機関・自家用車で移動に要した費用（タクシーを除く）について、実施主体の旅費規程に準じて算出した額（実費額を上限とする。）に 0.8 を乗じて得た額とする。

7 国の補助等

市町村の本事業の実施に要する経費については、当該市町村が属する都道府県が補助するものとし、国は、当該都道府県が補助した額について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

8 留意事項

ア 市町村は、妊娠届出時の面談等の機会を活用して、本事業による支援が必要な妊婦の把握に努めるとともに、当該妊婦に対して制度内容や助成申請の手続き方法などの説明を行うこと。

イ 本事業による妊婦に対する交通費の助成については、出産後に妊婦が住所地に戻ってきた後に清算して助成する方法など、柔軟に実施することとして差し支えない。

なお、オンラインによる助成申請を可能とするなど、対象者の利便性に配慮した申請方法を検討すること。

ウ 本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。